

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（本文）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 機構集積支援事業 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地の有効利用を図るための支援事業 優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う<u>人・農地プランの実質化に係る活動及び農地集積の推進活動並びに農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 農地情報公開システム管理事業 [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 農地情報公開システムにおけるRPA（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化のこと。以下同じです。）の開発整備・保守・運用の取組に要する経費について補助金を交付します。</u></p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 事業実施主体</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機構集積協力金交付事業</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地整備・集約協力金交付事業 本事業の事業実施主体は、<u>農地耕作条件改善事業交付金等交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）別表1（第3関係）の1に定める交付対象事業者</u>とします。</p> <p>第6～第18 [略]</p>	<p>第1・第2 [略]</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 機構集積支援事業 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 農地の有効利用を図るための支援事業 優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農地集積の推進活動<u>及び農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) 農地情報公開システム管理事業 [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第4 [略]</p> <p>第5 事業実施主体</p> <p>1 [略]</p> <p>2 機構集積協力金交付事業</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 農地整備・集約協力金交付事業 本事業の事業実施主体は、<u>対象となる農地耕作条件改善事業の事業実施主体とし、都道府県</u>とします。</p> <p>第6～第18 [略]</p>

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別表）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				現行			
(別表1)				(別表1)			
用語	定義			用語	定義		
[略]	[略]			[略]	[略]		
旧農地利用集積円滑化団体	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）第2条の規定による改正前の基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。			農地利用集積円滑化団体	基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。		
[略]	[略]			[略]	[略]		
(別表2)				(別表2)			
区分	内容	注意点	補助率	区分	内容	注意点	補助率
1・2 [略]	[略]		[略]	1・2 [略]	[略]		[略]
3 農地中間管理事業等推進事業				3 農地中間管理事業等推進事業			
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
事務等経費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受・貸付希望者宣伝費（第3の1の事業で機構が行うものに限ります。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取		定額	事務等経費	第3の1の(1)及び(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、借受・貸付希望者宣伝費（第3の1の事業で機構が行うものに限ります。）、雑役務費（手数料、自動車損害保険料（第3の1の事業で取		定額

	得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)				得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、諸手当(臨時的に雇用した者、機構の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する農用地利用配分計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
委託費	第3の1の(3)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)	地方公共団体の正職員にあっては、本俸でなく手当に限ります。	定額	委託費	第3の1の(3)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するため必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金共済費等を含みます。)	地方公共団体の正職員にあっては、本俸でなく手当に限ります。	定額
4 [略]				4 [略]			
5 機構集積協力金交付事業費				5 機構集積協力金交付事業費			
[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]
推進事業費	[略]	[略]		推進事業費	[略]	[略]	
①～③ [略]	[略]		[略]	①～③ [略]	[略]		[略]
④ 交付事務費(市町村に限る。)	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用した者の実働に応じた対価、市町村職員の時		定額	④ 交付事務費(市町村に限る。)	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用した者の実働に応じた対価、市町村職員の時		定額

	間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用の報酬・給料・職員手当等に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		
6 機構集積支援事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
賃金・給与・報酬・職員手当等	第3の3の事業を実施するために必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 第3の3の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	[略]	[略]
手当	第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。)		[略]

	間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		
6 機構集積支援事業			
[略]	[略]	[略]	[略]
賃金	第3の3の事業を実施するために必要な ① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価(日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。) ② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価 第3の3の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価	[略]	[略]
手当	第3の3の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議及び打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
委託費	第3の3の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金、共済費等を含みます。)		[略]

[略]

[略]

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別紙様式）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
別紙様式第1～2号 [略]	別紙様式第1～2号 [略]
<p>別紙様式第3号 〔表略〕</p> <p>令和○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）</p> <p>1～4 [略]</p> <p>作成要領</p> <p>1 地域集積協力金交付事業 【各タイプ共通】 (1)・(2) [略] (3)「プランの対象地区名（地区内集落名）」には、人・農地プラン又は人・農地プランの実質化に向けた<u>工程表</u>に記載している「対象地区名（地区内集落名）」を記載してください。なお、地区内集落名は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。 (4)・(5) [略]</p> <p>【集積・集約化タイプ】 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>別紙様式第3号 〔表略〕</p> <p>令和○年度○○市町村機構集積協力金交付事業実施計画（又は完了報告書）</p> <p>1～4 [略]</p> <p>作成要領</p> <p>1 地域集積協力金交付事業 【各タイプ共通】 (1)・(2) [略] (3)「プランの対象地区名（地区内集落名）」には、人・農地プラン又は人・農地プランの実質化に向けた<u>行程表</u>に記載している「対象地区名（地区内集落名）」を記載してください。なお、地区内集落名は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。 (4)・(5) [略]</p> <p>【集積・集約化タイプ】 [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>別紙様式第4－1号 [略]</p> <p>1 [略]</p>	<p>別紙様式第4－1号 [略]</p> <p>1 [略]</p>

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) 都道府県推進事業

事 項	内 容	金 額
①人件費（事務等経費のうち報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		円
②旅費		円
③その他		円

(2) 農地中間管理機構運営事業

事 項	内 容	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		円
②旅費		円
③委託費		円
④その他		円

(3) 実質的負担額の内訳

事 項	内 容	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）		円
②旅費		円
③その他		円

2 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

(1) 都道府県推進事業

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事項		円
②事業の普及指導活動		円

(2) 農地中間管理機構運営事業

事 項	内 容	金 額
①活動内容		円

(3) 実質的負担額の内訳

事 項	内 容	金 額
①内訳		円

<p>(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>※1～4 [略]</p> <p>※5 2の(1)及び(2)、(3)のその他については、人件費及び旅費、<u>委託費以外の経費について記載してください。</u></p> <p>※6 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。</p>	<p>(4) [略]</p> <p>3～4 [略]</p> <p>※1～4 [略]</p> <p>※5 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。</p>						
<p>別紙様式第4-2～別紙様式第7号 [略]</p>	<p>別紙様式第4-2～別紙様式第7号 [略]</p>						
<p>別紙様式第8号 [略] 令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)</p> <p>I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 1～13 [略]</p> <p>14 農地等の台帳の整備 (1)～(3) [略] [削る]</p> <p>(4) [略]</p> <p>15・16 [略]</p> <p>17 農地所有者等の意向確認調査</p>	<p>別紙様式第8号 [略] 令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)</p> <p>I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 1～13 [略]</p> <p>14 農地等の台帳の整備 (1)～(3) [略] (4) <u>農地に関する地図の更新計画(実績)</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 1034 2067 1201"> <thead> <tr> <th>更新内容</th> <th>管内農地筆数</th> <th>うち更新筆数(概数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>15・16 [略]</p> <p>17 農地所有者等の意向確認調査</p>	更新内容	管内農地筆数	うち更新筆数(概数)			
更新内容	管内農地筆数	うち更新筆数(概数)					
<table border="1"> <tr> <td>実施時期</td> <td>調査項目</td> <td>調査対象者数</td> </tr> </table>	実施時期	調査項目	調査対象者数	<table border="1"> <tr> <td>実施時期</td> <td>調査項目</td> <td>調査対象者数</td> </tr> </table>	実施時期	調査項目	調査対象者数
実施時期	調査項目	調査対象者数					
実施時期	調査項目	調査対象者数					

		人

		人

(注)「調査対象者数」は、事業実施計画を作成する際は、調査対象の農地所有者等の人数の見込みを記載し、事業完了報告書を作成する際は、調査に対する回答を得た農地所有者等の人数を記載してください。

(注)「調査対象者数」は、事業実施計画を作成する際は、調査対象の農地所有者等の人数の見込みを記載し、事業完了報告書を作成する際は、調査に対する回答を得た農地所有者等人の数を記載してください。

II 有効利用を図るための支援事業

II 有効利用を図るための支援事業

1 人・農地プランの実質化に係る支援

[新設]

<u>地図作成に係る対象地区名・集落名(人・農地プラン作成単位)</u>	<u>工程表公表年月日</u>	<u>実質化された人・農地プランの公表予定月(公表年月日)</u>

(注1)「工程表公表年月日」には、事業実施計画提出時点で人・農地プラン通知5の(1)の工程表を未公表の場合は、「未公表(〇月予定)」と記載し、「〇」には公表予定月を記載してください。事業実施計画提出時点で工程表を公表済みの場合は、その公表年月日を記載してください。事業完了報告書では、その公表年月日を記載してください。

(注2)「実質化された人・農地プランの公表予定時期(公表年月日)」は、事業実施計画提出時点では「実質化された人・農地プランの公表予定月」とし、その公表予定月を記載してください。また、事業完了報告書では、「実質化された人・農地プランの公表年月日」とし、その公表年月日を記載するとともに、当該実質化された人・農地プランを添付してください。

2～4 [略]

Ⅲ [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち 交付金額	
Ⅰ 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1～3 [略]			
4 農地等の台帳の整備			
(1)～(3) [略]			
[削る]			
(4)システム活用等経費			
5・6 [略]			
Ⅱ 農地の有効利用を図るための支援事業			
1 人・農地プランの実質化に係る支援			
2 農地集積の推進活動			
3 農業委員等の資質向上のための活動			
4 その他（特認活動）			
Ⅲ [略]			

1～3 [略]

Ⅲ [略]

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

項目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち 交付金額	
Ⅰ 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1～3 [略]			
4 農地等の台帳の整備			
(1)～(3) [略]			
(4)農地に関する地図の更新			
(5)システム活用等経費			
5・6 [略]			
Ⅱ 農地の有効利用を図るための支援事業			
[新設]			
1 農地集積の推進活動			
2 農業委員等の資質向上のための活動			
3 その他（特認活動）			
Ⅲ [略]			

合計

(注) [略]

別紙様式第9号

[略]

令和〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請(届出)について

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1~3 [略]

4 農地等の台帳の整備

市区町村名	農業委員会名	調査担当者数 人	照合作業 (内容)	データ 入力 件	システム活用等	
					(活用時期)	(活用内容)
合計						

5・6 [略]

II 農地の有効利用を図るための支援事業

1 人・農地プランの実質化に係る支援

市区町村	農業委	地図作成に係る	工程表公表年月	実質化された人・

合計

(注) [略]

別紙様式第9号

[略]

令和〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認(変更)申請(届出)について

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1~3 [略]

4 農地等の台帳の整備

市区町名	農業委員会名	調査担当者数 人	照合作業 (内容)	データ 入力 件	地図 更新 件	システム活用等	
						(活用時期)	(活用内容)
合計							

5・6 [略]

II 農地の有効利用を図るための支援事業

[新設]

名	員会名	対象地区名・集落日 名(人・農地プラ ン作成単位)	農地プランの公 表予定月(公表年 月日)

(注1)「工程表公表年月日」には、事業実施計画提出時点で人・農地プラン通知5の(1)の工程表を未公表の場合は、「未公表(〇月予定)」と記載し、「〇」には公表予定月を記載してください。事業実施計画提出時点で工程表を公表済みの場合は、その公表年月日を記載してください。事業完了報告書では、その公表日を記載してください。

(注2)「実質化された人・農地プランの公表予定時期(公表年月日)」は、事業実施計画提出時点では「実質化された人・農地プランの公表予定月」とし、その公表予定月を記載してください。また、事業完了報告書では、「実質化された人・農地プランの公表年月日」とし、その公表年月日を記載するとともに、当該実質化された人・農地プランを添付してください。

2～4 [略]

1～3 [略]

(別紙) [略]

(別紙) [略]

別紙様式第10号

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1・2 [略]

別紙様式第10号

[略]

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画 (完了報告書)

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1・2 [略]

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
[略]	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

4 RPAの開発整備・保守・運用

(1) RPAの開発整備・保守・運用の概要

概 要	

(2) RPAの開発整備・保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(4)のアからオまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

別紙様式第11号～第12-5号 [略]

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
[略]	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)の(ア)から(ウ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

[新設]

別紙様式第11号～第12-5号 [略]

改正後	現行
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 借受農地管理等事業</p> <p>1 本事業の実施地域</p> <p style="padding-left: 20px;">本事業を実施する地域は、<u>農地中間管理事業の実施地域（第2の3の(2)の保全管理の実施については都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限ります。）を除きます。）</u>とします。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく農地利用集積円滑化事業からの権利及び義務の承継等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 借受農地管理等事業</p> <p>1 本事業の実施地域</p> <p style="padding-left: 20px;">本事業を実施する地域は、<u>農業振興地域の区域</u>とします。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)・(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p>

別記1別紙1 [略]	別記1別紙1 [略]
<p>別記1別紙2</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第1 要綱本文第11の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。</p> <p>なお、別表2の区分欄の3の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実質的負担額について</p> <p>① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の報酬・給料・職員手当等・旅費</p> <p>② 臨時雇用職員の賃金・報酬・給料・職員手当等</p> <p>③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料</p> <p>④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費</p> <p>第2～第4 [略]</p>	<p>別記1別紙2</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理事業等推進事業</p> <p>第1 要綱本文第10の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。</p> <p>なお、別表2の区分欄の3の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額（7/10相当）」とします。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実質的負担額について</p> <p>① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の賃金・旅費</p> <p>② 臨時雇用職員の賃金</p> <p>③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料</p> <p>④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費</p> <p>第2～第4 [略]</p>
別記1別紙様式 [略]	別記1別紙様式 [略]
<p>(別記2-1)</p> <p style="text-align: center;">機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業実施地域</p> <p>本事業の対象農地は、<u>農業振興地域</u>[*]の区域内の農地とします。</p>	<p>(別記2-1)</p> <p style="text-align: center;">機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業実施地域</p> <p>本事業の対象農地は、<u>農業振興地域</u>の区域内の農地とします。</p>

また、東日本大震災の津波被災地域に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

また、東日本大震災の津波被災地域に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3・第4 [略]

第3・第4 [略]

第5 地域集積協力金交付事業

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

以下の要件を満たす「地域」とします。

(1)～(4) [略]

(1)～(4) [略]

(5)(1)の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。

(5)(1)の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。

ア 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」といいます。）2の（1）の実質化された人・農地プランであること（同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含みます。）。

ア 人・農地プランが実質化されていること。

イ アに該当しない場合は、人・農地プラン通知5の（1）の工程表の作成及び公表が行われていること（令和元年度及び令和2年度に限ります。）。

イ 令和元年度及び令和2年度に限り、人・農地実施要綱により、人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。

2 [略]

2 [略]

3 交付額

3 交付額

[略]

[略]

(1) 機構の活用率

(1) 機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

[表略]

[表略]

注1～注3 [略]

注1～注3 [略]

注4：分母となる「地域」の農地面積については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

[新設]

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

[表略]

注：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を除く必要はありません。

4 交付要件及び交付単価

(1) 集積・集約化タイプ

ア [略]

イ 交付単価

(ア) 一般地域 ((イ) の地域以外)

a ~ c [略]

ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、a の機構の活用率を10%超40%以下とします。

(イ) [略]

(ウ) 別記2 一 別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、(ア)及び(イ)の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等

(ア) イの(イ)の中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

a・b [略]

(イ) 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、(ア)のaに該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

エ [略]

(2) 集約化タイプ

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

[表略]

[新設]

4 交付要件及び交付単価

(1) 集積・集約化タイプ

ア [略]

イ 交付単価

(ア) 一般地域 ((イ) の地域以外)

a ~ c [略]

ただし、前年度以前に地域集積協力金の交付を受けており、かつ、再度交付申請する地域については、(ア)のaの機構の活用率を10%超40%以下とします。

(イ) [略]

(ウ) 別記2 別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、(ア)及び(イ)の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ウ 中山間地域の交付単価の適用範囲等

(ア) イの(イ)の中山間地域の交付単価を適用する地域は、以下の全てに該当する地域とします。

a・b [略]

(イ) 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、(ア)のaに該当する地域に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

エ [略]

(2) 集約化タイプ

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める同一の担い手が耕作する1 ha以上（中山間地域（(1)のウの（ア）のbに該当する「地域」）及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6 ha以上。以下同じ。）の^{*}団地面積の割合が目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）までに20ポイント以上増加すること。

(イ) 同一の担い手が耕作する1 ha以上の団地面積の割合が40%以上の「地域」において、担い手が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ [略]

5 [略]

[削る]

6 留意事項

(1) 4の(1)又は(2)のいずれかのタイプの交付を受けた「地域」は、同一年度に再度本協力金の交付は受けられません。

(2) 市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア [略]

イ さらに、「地域」の話合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていること

ア 交付要件

集約化タイプの交付を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 地域の農地面積に占める同一の担い手が耕作する1 ha以上（中山間地域（(1)のウの（ア）のbに該当する地域）及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6 ha以上）の^{*}団地面積の割合が目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じ。）までに20ポイント以上増加すること。

(イ) 同一の担い手が耕作する1 ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

イ [略]

5 [略]

6 経過措置

以下の全てに該当する「地域」については、令和元年度に限り、事業実施年度の前年度の9月から事業実施年度の8月末までに機構に貸し付けられた農地面積を「対象期間内の貸付面積」として交付額を算定できるものとします。

(1) 平成30年度の対象期間の終期である12月末を跨いで機構への貸付けが順次行われている「地域」。

(2) 平成30年度までに地域集積協力金の交付を受けていない「地域」。

7 留意事項

(1) 4の(1)又は(2)のいずれかのタイプの交付を受けた地域は、同一年度に再度本協力金の交付は受けられません。

(2) 市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア [略]

イ さらに、地域の話合いへの参画、地域の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていること

ることを確認するものとします。

第6 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

[略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

(2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

[略]

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

(3)～(6) [略]

(7) 機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合は交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

(8) [略]

ア [略]

イ [略]

3 [略]

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

[削る]

を確認するものとします。

第6 経営転換協力金交付事業

1 [略]

2 交付要件

(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

[略]

① [略]

② [略]

③ [略]

④ [略]

(2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

[略]

① [略]

② [略]

③ [略]

(3)～(6) [略]

(7) 機構に貸し付けた農地が、全く転貸されなかった場合には交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

(8) [略]

① [略]

② [略]

3 [略]

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

ア 機構に貸し付けた農地のうち、一筆でも転貸されれば機構に貸し付けた交付対象となる全農地面積分について交付申請することができます。

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第2号）」

(2) [略]

5 [略]

[削る]

第7 [略]

第8 農地集積・集約化状況の報告等

1～3 [略]

4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するものとします。

5 [略]

第9・第10 [略]

イ 1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、交付対象農地の面積が最大である市町村に対し提出してください。

(ア) 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第1号）」

(イ) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記2-1様式第2号）」

(2) [略]

5 [略]

6 経過措置

以下の全てに該当する者については、平成30年12月末までに機構に農地を貸し付けていた場合であっても、令和元年度に交付申請を行うことができるものとします。

(1) リタイア等する際に機構に貸し付けた農地のうち、機構から最初に転貸された農地の転貸日が、平成31年1月以降であること。

(2) 平成30年度に本協力金の交付を受けられなかった理由が、(1)に該当したことのみであり、その他の平成30年度の交付要件（都道府県が交付基準に定めていた交付要件を含む。）を全て満たしていた者であること。

第7 [略]

第8 農地集積・集約化状況の報告等

1～3 [略]

4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を経営局長に報告するものとします。

5 [略]

第9・第10 [略]

(別記 2 - 1 別表 1)
〔略〕

(別記 2 - 1 別表 1)
〔略〕

(別記2-1別表2)

事業(補助金)名	通知番号(農林水産事務次官依命通知)
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
[削る]	[削る]
地域農業経営再開復興支援事業(被災地域農地集積支援金)	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業(農地集積協力金)	平成24年2月8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業(農地集積協力金)	平成25年5月16日付け25経営第432号

(別記2-1別表2)

事業(補助金)名	通知番号(農林水産事務次官依命通知)
<u>農地利用集積実践事業</u>	<u>平成15年4月1日付け14経営第7044号</u>
<u>担い手農地集積高度化促進事業</u>	<u>平成19年3月30日付け18経営第7559号</u>
<u>農地面的集積支援モデル事業</u>	<u>平成20年3月31日付け19経営第7865号</u>
<u>面的集積条件整備モデル事業</u>	<u>平成20年3月31日付け19経営第7867号</u>
<u>農地確保・利用支援事業</u>	<u>平成21年4月6日付け20経営第7160号</u>
<u>農地利用集積事業</u>	<u>平成22年3月25日付け21経営第6901号</u>
<u>農業者戸別所得補償制度(規模拡大加算)</u>	<u>平成23年4月1日付け22経営第7133号</u>
地域農業経営再開復興支援事業(被災地域農地集積支援金)	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業(農地集積協力金)	平成24年2月8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業(農地集積協力金、規模拡大交付金)	平成25年5月16日付け25経営第432号

別記 2 - 1 様式第 1 号・様式第 2 号 [略]

(別記 2 - 1 様式第 1 号及び第 2 号の別添)

個人情報の取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の口印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、 <u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</u> 、 <u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> 、 <u>中山間地域等直接支払交付金</u> 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 (※ その他追加する機関があれば追加すること)

別記 2 - 1 様式第 1 号・様式第 2 号 [略]

(別記 2 - 1 様式第 1 号及び 2 号の別添)

個人情報の取扱い (例)

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の口印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化対策事業、規模拡大交付金交付事業、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、 <u>経営体育成支援事業</u> 、 <u>中山間地農業ルネッサンス事業</u> 、 <u>中山間地域等直接支払交付金</u> 等 (※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、 <u>農地利用集積田滑化団体</u> 、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 (※ その他追加する機関があれば追加すること)

(別記 2 - 2)

機構集積協力金交付事業（農地整備・集約協力金交付事業）

第 1 ～ 第 4 [略]

第 5 交付要件

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

1 [略]

2 事業対象農地

(1) [略]

(2) 事業対象農地の面積の合計は、10ヘクタール未満（中山間地域にあっては5ヘクタール未満）であること。なお、「中山間地域」とは、本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。

ア～キ [略]

ク 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

ケ アからクまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

3 人・農地プラン

事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランのエリアに含まれていること。

(1) 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン通知」といいます。）2の（1）の実質化された人・農地プランであること（同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含みます。）。

(2) （1）に該当しない場合は、人・農地プラン通知5の（1）の工程表の作成及び公表が行われていること（令和元年度及び令和2年度に

(別記 2 - 2)

機構集積協力金交付事業（農地整備・集約協力金交付事業）

第 1 ～ 第 4 [略]

第 5 交付要件

対象となる農地耕作条件改善事業の実施地区は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

1 [略]

2 事業対象農地

(1) [略]

(2) 事業対象農地の面積の合計は、10ヘクタール未満（中山間地域にあっては5ヘクタール未満）であること。なお、「中山間地域」とは、本事業に関して、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいいます。

ア～キ [略]

[新設]

ク アからキまでに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

3 人・農地プラン

事業対象農地の全ては、以下のいずれかに該当する人・農地プランのエリアに含まれていること。

(1) 人・農地プランが実質化されていること。

(2) 平成31年度及び平成32年度に限り、人・農地実施要綱により、人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。

<p>限ります。)。)</p> <p>4 担い手への集積 (1) [略] (2) (1)において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること。<u>ただし、新規就農する担い手である場合はこの限りでない。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>第6～第8 [略]</p>	<p>4 担い手への集積 (1) [略] (2) (1)において、事業対象農地を借り受ける担い手は、借り受ける農地の面積以上の経営面積を有していること。</p> <p>5 [略]</p> <p>第6～第8 [略]</p>
<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容 1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 (1)～(4) [略] (5) 農地等の台帳の調査等 農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します(イからエまでに係る経費は農地情報公開システムに関するものに限ります。))。 ア 農地等の所在、所有者等の調査 イ [略] ウ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳(以下「住基・固定台帳」といいます。))との照合作業に要する経費 [削る] エ [略]</p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">機構集積支援事業</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 事業の内容 1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業 (1)～(4) [略] (5) 農地等の台帳の調査等 農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します(イからオまでに係る経費は農地情報公開システムに関するものに限る。))。 ア 農地等の所在、所有者等の調査 イ [略] ウ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳(以下「住基・固定台帳」という。))との照合作業に要する経費 エ <u>農地に関する地図の更新に要する経費</u> オ [略]</p>

(6)・(7) [略]

(8) その他

(1) から (7) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア・イ [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

[略]

(1) 人・農地プランの実質化に係る支援

人・農地プランの実質化の対象とする地区の農業者の年齢階層別の就農及び後継者の確保の状況等の地図による把握

(2)・(3) [略]

(4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3・4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

[略]

(1)・(2) [略]

(3) 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した、農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定

[削る]

イ その他照合作業に必要な支援

(4) 農地情報公開システムにおけるRPAの開発整備・保守・運用の支援

(6)・(7) [略]

(8) その他

(1) から (6) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア・イ [略]

2 農地の有効利用を図るための支援事業

[略]

[新設]

(1)・(2) [略]

(3) その他

(1) 及び (2) に定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3・4 [略]

5 農地情報公開システム管理事業

[略]

(1)・(2) [略]

(3) 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援

農地情報公開システムを活用した農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定

イ 農業委員会等が継続して照合作業を実施することができる体制づくりのために都道府県農業委員会ネットワーク機構が実施する取組に必要な支援

ウ その他照合作業に必要な支援

[新設]

農地情報公開システムにおけるRPAの開発整備・保守・運用を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア クラウド構築等RPAの開発整備に必要な取組

イ RPAの保守・運用に必要となるソフトウェア等の保守・運用

ウ RPAの保守・運用に必要となるサーバー設備等の保守・運用

オ シナリオ作成・変更等RPAの運用に必要な支援

カ その他RPAの開発整備・保守・運用に必要な取組

第3 事業実施の要件

[略]

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(7) [略]

(8) 第2の2の(1)については、当該事業を実施する地区において、実施主体の農業委員会の置かれた市町村が人・農地プラン通知5の(1)の工程表に基づき実質化された人・農地プランを令和2年度中に作成・公表することを要件とします。

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地等の台帳の整備

農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。

[削る]

(3) [略]

(4) 第2の1の(7)の支援対象として、人・農地問題解決加速化支援事業の交付を受けて、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱

第3 事業実施の要件

[略]

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(7) [略]

[新設]

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地等の台帳の整備

ア 農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。

イ 農地に関する地図の更新に関する経費については、農地情報公開システムを管理する上で必要な地図の更新に限ることとします。また、市町村内他部局との連携等により、経費の縮減に努めることとします。

(3) [略]

[新設]

<p><u>(平成24年2月8日付け23経営第2955号。以下同じ。)の第2の1の(1)に取り組む市町村の農業委員会は除きます。</u></p>	
<p>2 第2の2の事業の留意事項</p>	<p>2 第2の2の事業の留意事項</p>
<p><u>(1) 第2の2の(1)の支援対象として、人・農地問題解決加速化支援事業の交付を受けて、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号。以下同じです。)の第2の1の(2)及び(4)に取り組む地区は除きます。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(2)～(5) [略]</u></p>	<p><u>(1)～(4) [略]</u></p>
<p>3・4 [略]</p>	<p>3・4 [略]</p>
<p>5 第2の5の事業の留意事項</p>	<p>5 第2の5の事業の留意事項</p>
<p>(1)～(6) [略]</p>	<p>(1)～(6) [略]</p>
<p><u>(7) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(4)の事業を実施する事業者(以下「RPA取扱事業者」といいます。)を公募の上選定することとし、選定されたRPA取扱事業者に開発整備・保守・運用の取組に要する経費を交付します。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(8) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(4)の事業を実施する場合、事業を効果的に実施する観点から、(7)の選定されたRPA取扱事業者、第2の5の(2)の事業を実施する事業者及び全国農業委員会ネットワーク機構の技術担当者並びに農林水産省職員で構成されるRPA促進委員会を設置するとともに、同委員会での検討結果を踏まえて事業を実施することとします。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(9) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施期間中の各月末日までの事業の取組状況について別記3様式第2号により、翌月10日までに農林水産省に報告してください。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第5 定期報告</p>	<p>第5 定期報告</p>
<p>1 第2の1、2及び3の事業の定期報告</p>	<p>1 第2の1、2及び3の事業の定期報告</p>
<p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記3様式第3号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。</p>	<p>(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記3様式第2号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。</p>

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記3様式第4号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください

(3)～(5) [略]

2 第2の4及び5の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記3様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。

(2)～(4) [略]

第6 農業委員等の活動の管理

1 第2の1、2及び3の事業の管理

(1) 事業実施主体から賃金等、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。

(2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに別記3様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記3様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の下承を得るものとします。また、事業実施主体は、下承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。

(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記3様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7・第8 [略]

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人

(2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記3様式第3号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。

(3)～(5) [略]

2 第2の4及び5の事業の定期報告

(1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記3様式第4号により、1月末までに経営局長に報告してください。

(2)～(4) [略]

第6 農業委員等の活動の管理

1 第2の1、2及び3の事業の管理

(1) 事業実施主体から賃金、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。

(2) 事業実施主体は、(1)により報告があった場合は、速やかに別記3様式第5号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

(1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記3様式第6号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の下承を得るものとします。また、事業実施主体は、下承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。

(2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記3様式第7号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7・第8 [略]

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情

情報の管理について、情報の漏洩、消失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。なお、第2の2の(1)の事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別添により適切に取り扱うよう留意してください。

(別記3別添)

人・農地プランに係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する人・農地プランに記載する、今後の地域の中心となる経営体等に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となる場合には、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています。）。

- 1 集落・地域での話し合い及び関係機関による検討会における検討を経て、人・農地プランを作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること並びに農地中間管理機構の業務に利用すること。
- 2 人・農地プランの実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 人・農地プランの作成及び人・農地プランに今後の地域の中心となる経営体として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。

報の管理について、情報の漏洩、消失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。

[新設]

4 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること。

5 1から4までの実施に伴い、必要最小限度の情報を関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る例

個人情報の取扱いについて、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

1 農業者に人・農地プランを配付する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。

2 集落座談会等で農業者に人・農地プランを説明する際、人・農地プランの裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。

3 別紙において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

※ 各種関連事業とは、人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業等をいいます。

また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

（別紙）農業委員会→農業者向け

[新設]

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

農業委員会は、機構集積支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農業委員会は、本事業による集落等の地域の話合い及び検討会での審査・検討並びに国への報告で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限の情報を提供する場合があります。

事業等
(注1)

人・農地問題解決加速化支援事業、農業次世代人材投資事業（経営開始型）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進及び6次産業化施設整備事業）、農地売買等支援事業、農林水

	<u>産統計調査 等</u> <u>(※ その他追加する事業等があれば明確にすること)</u>	
<u>関係機関</u> <u>(注 2)</u>	<u>国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中間管理機構 等</u> <u>(※ その他追加する機関があれば明確にすること)</u>	
<u>個人情報の取扱いの確認</u>		
<u>「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します</u> 令和 年 月 日 <u>(法人・組織名)</u> <u>氏名（代表者名）</u> 印		
<u>別記 3 様式第 1 号</u> [略]	<u>別記 3 様式第 1 号</u> [略]	
<u>別記 3 様式第 2 号</u> 番 号 年 月 日	[新設]	

農林水産省 宛

(団体名)

(代表者名) 印

R P A 事業に係る取組状況報告書

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号）別記3の第4の5の（9）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 本事業に係る取組状況

2 本事業に係る取組スケジュール

3 本事業の成果・効果

（本事業により作業の効率化につながった事例等を記載してください。）

4 新たな課題等

（該当があれば記載してください。）

別記3様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

別記3様式第2号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

農地の利用関係の調整	農地の利用状況等の調査	農地等訴訟等事務処理	台帳整備				農地の権利移動・借賃等調査	農地所有者等の意向確認調査
			[略]	[略]	住基・固定台帳との照合作業日数	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	日	[略]	[略]	[略]

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

人・農地プランの実質化に係る支援				農地集積の推進活動
地図作成に係る				
対象地区・集落 (人・農地プランの作成単位)の数	うち工程表の作成状況		うち実質化された人・農地プランの作成状況	
	未公表の数	公表済みの数	未公表の数	公表済みの数
				[略]

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

農地の利用関係の調整	農地の利用状況等の調査	農地等訴訟等事務処理	台帳整備				農地の権利移動・借賃等調査	農地所有者等の意向確認調査
			[略]	[略]	地図更新件数	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	件	[略]	[略]	[略]

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

農地集積の推進活動	農業委員等の資質向上のための活動	その他活動
[略]	[略]	[略]

農業委員等の資質 向上のための活動	その他活動
[略]	[略]

(注1) 人・農地プランの実質化に係る支援については、「地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数」は、事業実施計画において記載した地区・集落の数と一致するよう記載してください。

(注2) 「地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数」は、「うち工程表の作成状況」に記載する「未公表の数」と「公表済みの数」の合計と一致するよう記載するとともに、「うち実質化された人・農地プランの作成状況」に記載する「未公表の数」と「公表済みの数」の合計と一致するよう記載してください。

(3) [略]

別記3様式第4号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

一連番	市区町	農業委	農地の利用関係の調整	農地の利用状況等の調査	農地等訴訟等事務処理	台帳整備	農地の権利移動・借賃等調査
-----	-----	-----	------------	-------------	------------	------	---------------

(3) [略]

別記3様式第3号

定期報告書（第3四半期末時点）

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業実績定期報告

一連番	市区町	農業委	農地の利用関係の調整	農地の利用状況等の調査	農地等訴訟等事務処理	台帳整備	農地の権利移動・借賃等調査
-----	-----	-----	------------	-------------	------------	------	---------------

号	村名	員会名							
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	住基・固定台帳との照合作業日数	[略]
[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	日	[略]
[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

農地の権利移動・借賃等調査

[略]

[略]

号	村名	員会名							
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	地図更新件数	[略]
[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	件	[略]
[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

農地の権利移動・借賃等調査

[略]

[略]

[略]		
[略]		

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連番号	市区町村名	農業委員会名	人・農地プランの実質化に係る支援					
			地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数		うち工程表の作成状況		うち実質化された人・農地プランの作成状況	
			未公表の数	公表済みの数	未公表の数	公表済みの数		
		委員会						

農地集積の推進活動	農業委員等の資質向上のための活動	その他活動
-----------	------------------	-------

[略]		
[略]		

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連番号	市区町村名	農業委員会名	農地集積の推進活動	農業委員等の資質向上のための活動	その他活動
			[略]	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]

(注1) 人・農地プランの実質化に係る支援については、「地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数」は、事業実施計画において記載した地区・集落の数と一致するよう記載してください。

(注2) 「地図作成に係る対象地区・集落（人・農地プランの作成単位）の数」は、「うち工程表の作成状況」に記載する「未公表の数」と「公表済みの数」の合計と一致するよう記載するとともに、「うち実質化された人・農地プランの作成状況」に記載する「未公表の数」と「公表済みの数」の合計と一致するよう記載してください。

(3) [略]

(3) [略]

別記3様式第5号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1・2 [略]

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援
農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産

別記3様式第4号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

I [略]

II 農地情報公開システム管理事業

1・2 [略]

3 農地情報公開システムを活用した照合作業の支援
農地情報公開システムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産

課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
[略]	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

4 RPAの開発整備・保守・運用

(1) RPAの開発整備・保守・運用の概要

概 要	

(2) RPAの開発整備・保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

※ 事項には、別記3の第2の5の(4)のアからオまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記3様式第6号 [略]

別記3様式第7号 [略]

別記3様式第8号 [略]

課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
[略]	

※ 事項には、別記3の第2の5の(3)の(ア)から(ウ)までの取組内容について、簡潔に記載すること。

[新設]

別記3様式第5号 [略]

別記3様式第6号 [略]

別記3様式第7号 [略]

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第 3194 号、令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3630 号）

1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。